

旧緊急時避難準備区域（田村市）の工場で製造業を営んでいたが、原発事故により同区域外に工場を移転させた申立会社について、工場の賃借料増加分（平成26年5月まで）及び移転先の敷地の舗装工事費用につき、原発事故の寄与度を7割とする和解が成立した事例。

1030

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

移転先工場（〇〇市〇〇町〇〇字〇〇所在）について

- ア 賃借料の増加分 金227万1500円
（平成23年9月分～平成26年5月分）
- イ 庭の舗装工事費用（振込手数料735円を含む。）
（平成24年5月2日） 金26万3890円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金253万5390円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年1月8日

（仲介委員 桑村竹則）